

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年3月31日（水） 号外第37号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（18） （子ども発達支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
-------	--

公布された規則のあらまし

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

児童福祉施設の設定及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 主として知的障がいのある児童が入所する福祉型障害児入所施設及び指定福祉型障害児入所施設に配置すべき児童指導員及び保育士の総数は、おおむね入所者の数を4（現行 4.3）で除して得た人数以上とする。
- (2) 主として視覚又は聴覚に障がいのある児童が入所する福祉型障害児入所施設及び指定福祉型障害児入所施設に配置すべき児童指導員及び保育士の総数は、おおむね入所者の数を4で除して得た人数以上（現行乳幼児にあつてはおおむね4人につき1人以上、少年にあつてはおおむね5人につき1人以上）とする。
- (3) 障害児入所施設及び児童発達支援センター並びに指定障害児通所支援事業者等は、感染症、食中毒及び熱中症（以下「感染症等」という。）が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずることとする。
 - ア 感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図ること。
 - イ 感染症等の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ウ 職員等に対し、感染症等の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に行うこと。
- (4) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児が通う施設及び主として重症心身障害児が通う施設を除く。）、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に看護職員又は機能訓練担当職員を配置する場合は、児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数の半数以上は児童指導員又は保育士とする。
- (5) 主として難聴児が通う福祉型児童発達支援センターに配置する職員に看護職員を加える。
- (6) 福祉型児童発達支援センター並びに指定児童発達支援事業者及び指定放課後デイサービス事業者は、主として重症心身障害児が通う施設等を除き、次に掲げる場合は看護職員を置かないことができることとする。
 - ア 医療機関等との連携により、看護職員を施設等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - イ 施設等において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、喀痰吸引等業務の登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
 - ウ 施設等において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、特定行為業務の登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- (7) 指定児童発達支援センターは、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、看護職員を医療的ケアを行うために必要な人数置くこととする。
- (8) 指定障害児通所支援事業者等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずることとする。
 - ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (9) 指定障害児通所支援事業者等は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- (10) 指定障害児通所支援事業者等は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることとする。
- (11) その他所要の規定の整備を行う。
- (12) 施行期日等
- ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第18号

鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
項目	基準	項目	基準
略	略	略	略
記 録 の 作 成 及 び 保 存	<u>1 条例別表第1記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</u> (1)～(3) 略 <u>2 記録、作成その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u>	記 録 の 作 成 及 び 保 存	条例別表第1記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略
略	略	略	略
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
項目	基準	項目	基準
職 員 の 配	1～7 略 8 心理療法担当職員は、学校教育法	職 員 の 配	1～7 略 8 心理療法担当職員は、学校教育法

置	(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは <u>大学院</u> において心理学を <u>専修</u> する学科、 <u>研究科</u> 若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、 <u>個人</u> 及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。 9・10 略
略	

置	(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)において心理学を <u>専攻</u> する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって <u>個人</u> 及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。 9・10 略
略	

別表第3 (第5条関係)

項目	基準
職員 の配 置	1～7 略 8 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは <u>大学院</u> において心理学を専修する学科、 <u>研究科</u> 若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、 <u>個人</u> 及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。 9 略
略	

別表第3 (第5条関係)

項目	基準
職員 の配 置	1～7 略 8 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって <u>個人</u> 及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。 9 略
略	

別表第6 (第8条関係)

項目	基準
職員 の配 置	1～9 略 10 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは <u>大学院</u> において心理学を専修する学科、 <u>研究科</u> 若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、 <u>個人</u> 及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。 11 略
略	

別表第6 (第8条関係)

項目	基準
職員 の配 置	1～9 略 10 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、 <u>個人</u> 及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。 11 略
略	

別表第7 (第9条関係)

1 福祉型障害児入所施設

別表第7 (第9条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準	区分	基準					
職員の配置	<p>1 主として知的障がいのある児童が入所する施設の職員は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員及び保育士の総数は、<u>おおむね入所者の数を4</u>で除して得た人数（入所する児童が30人以下の施設にあっては、更に1を加えた人数）以上とすること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 主として視覚又は聴覚に障がいのある児童が入所する施設の職員は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員及び保育士の総数は、<u>おおむね入所者の数を4</u>で除して得た人数（入所する児童が35人以下の施設にあっては、更に1人を加えた人数）以上とすること。</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができること。</p> <p>7 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）<u>若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。</u></p> <p>8 <u>入所者の</u>支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</p>	<p>職員の配置</p> <p>1 主として知的障がいのある児童が入所する施設の職員は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員及び保育士の総数は、<u>おおむね入所者の数を4.3</u>で除して得た人数（入所する児童が30人以下の施設にあっては、更に1を加えた人数）以上とすること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 主として視覚又は聴覚に障がいのある児童が入所する施設の職員は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員及び保育士の総数は、<u>次に掲げる区分ごとにそれぞれに定める人数を合計した人数</u>（入所する児童が35人以下の施設にあっては、更に1人を加えた人数）以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="970 981 1374 1122"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳幼児</td> <td>おおむね4人につき1人</td> </tr> <tr> <td>少年</td> <td>おおむね5人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 <u>入所定員が40人以下の施設で、</u>調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができること。</p> <p>7 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。</p> <p>8 <u>利用者の</u>支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</p>	区分	人数	乳幼児	おおむね4人につき1人	少年	おおむね5人につき1人
区分	人数							
乳幼児	おおむね4人につき1人							
少年	おおむね5人につき1人							
設備	<p>1～4 略</p> <p>5 <u>消火設備</u>その他非常災害の際に必要な設備を設けること。</p>	<p>設備</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>消火器等の消火用具、非常口</u>その他非常災害に必要な設備を設けること。</p>						

	6 入所者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。		6 利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。
サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。</p> <p>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行うこと。</p> <p>6～21 略</p>	サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練を毎月1回以上行うこと。</p> <p>6～21 略</p>
略		略	
2 医療型障害児入所施設		2 医療型障害児入所施設	
区分	基準	区分	基準
職員の配置	<p>1～3 略</p> <p>4 入所者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</p>	職員の配置	<p>1～3 略</p> <p>4 利用者の支援に直接従事する職員以外の職員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができること。</p>
設備	<p>1・2 略</p> <p>3 入所者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。</p>	設備	<p>1・2 略</p> <p>3 利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。</p>

	4 <u>消火設備</u> その他非常災害の際に必要な設備を設けること。
サ ー ビ ス の 提 供	1 略 2 <u>感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</u> <u>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> <u>なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u> <u>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。</u> 3 入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるように、 <u>入所者</u> を入浴させ、又は清しきすること。 4 略 5 避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練 <u>にあつては</u> 毎月1回、 <u>救出その他必要な訓練にあつては定期的に行うこと。</u> 6～20 略
略	

別表第8（第10条関係）

1 福祉型児童発達支援センター

区分	基準
職 員 の 配 置	1 主として難聴児が通う施設及び主として重症心身障害児が通う施設を除き、 <u>児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員</u> の総数は、 <u>おおむね利用者の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は</u>

	4 <u>消火器等の消火用具、非常口</u> その他非常災害に必要な設備を設けること。
サ ー ビ ス の 提 供	1 略 2 <u>感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 3 入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるように、 <u>利用者</u> を入浴させ、又は清しきすること。 4 略 5 避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練 <u>を</u> 毎月1回 <u>以上</u> 行うこと。 6～20 略
略	

別表第8（第10条関係）

1 福祉型児童発達支援センター

区分	基準
職 員 の 配 置	1 主として難聴児が通う施設及び主として重症心身障害児が通う施設を除き、 <u>児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員</u> の総数は、 <u>おおむね利用者の数を4で除して得た数以上と</u> すること。

児童指導員又は保育士とすること。

2 略

3 主として難聴児が通う施設の児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、おおむね利用者の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人を下回することはできない。

4～6 略

7 調理義務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができること。

8 主として重症心身障害児が通う施設を除き、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を施設に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引等の医療行為（以下「医療的ケア」という。）を行う場合

(2) 当該施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合

(3) 当該施設（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同

2 略

3 主として難聴児が通う施設の児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、おおむね利用者の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人を下回することはできない。

4～6 略

7 利用定員が40人以下の施設で、調理義務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができること。

	<p>法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合</p> <p>9 略</p>		<p>8 略</p>
設備	<p>1 消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けること。</p> <p>2 利用者の支援に支障がないと認められる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができること。</p>	設備	<p>別表第1設備の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の予防のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行うこと。</p> <p>6～16 略</p>	サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練を毎月1回以上行うこと。</p> <p>6～16 略</p>
略		略	
2 医療型児童発達支援センター		2 医療型児童発達支援センター	
区分	基準	区分	基準
略		略	
設備	<p>1・2 略</p> <p>3 消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けること。</p>	設備	<p>1・2 略</p> <p>3 消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。</p>

サ ー ビ ス の 提 供	1 略
	2 <u>感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</u> <u>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> <u>なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u> <u>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。</u>
	3・4 略
	5 避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては <u>定期的に行うこと。</u>
	6～15 略
略	

別表第9（第11条関係）

項目	基準
職 員 の 配 置	1～6 略
	7 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。） <u>若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の資格を有すると知事が認めた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものをもって充てること。</u>
	8・9 略
略	

サ ー ビ ス の 提 供	1 略
	2 <u>感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u>
	3・4 略
	5 避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練を毎月1回以上行うこと。
	6～15 略
略	

別表第9（第11条関係）

項目	基準
職 員 の 配 置	1～6 略
	7 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。） <u>において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の資格を有すると知事が認めた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものをもって充てること。</u>
	8・9 略
略	

別表第10（第12条関係）	別表第10（第12条関係）
項目	項目
基準	基準
職員 の 配 置 1～8 略 9 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、 <u>研究科</u> 若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の資格を有すると知事が認めた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものをもって充てること。 10 略	職員 の 配 置 1～8 略 9 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の資格を有すると知事が認めた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものをもって充てること。 10 略
略	略

（鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 鳥取県婦人保護施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
項目	項目
基準	基準
略	略
記 録 の 作 成 及 び 保 存 1 条例別表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略 2 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に</u>	記 録 の 作 成 及 び 保 存 条例別表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略

<p>よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができること。</p>	
略	略

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(用語の意義等) 第2条 略</p>	<p>(用語の意義等) 第2条 略</p>								
<p>別表第1（第3条関係） 1 児童発達支援</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">従業者の配置</td> <td style="padding: 5px;"> <p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員及び保育士は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p style="text-align: right;">ア・イ 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員及び保育士は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p style="text-align: right;">ア・イ 略</p>	<p>2 条例別表第1の1の表従業者の配置の項第1号 (1)イの規則で定める者は、学校教育法（昭和22年法律第63号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに関する業務に従事したもとする。</p> <p>別表第1（第3条関係） 1 児童発達支援</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">従業者の配置</td> <td style="padding: 5px;"> <p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p style="text-align: right;">ア・イ 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p style="text-align: right;">ア・イ 略</p>
区分	基準								
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員及び保育士は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p style="text-align: right;">ア・イ 略</p>								
区分	基準								
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p style="text-align: right;">ア・イ 略</p>								

<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>主として重症心身障害児が通う施設を除き、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。</u></p> <p>ア <u>医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引等の医療行為（以下「医療的ケア」という。）を行う場合</u></p> <p>イ <u>当該事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。以下同じ。）を行う場合</u></p> <p>ウ <u>当該事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。）を行う場合</u></p> <p>(5) <u>機能訓練担当職員又は看護職</u></p>	<p>(2) <u>(1)に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>機能訓練担当職員がサービス</u></p>
---	---

員（以下「機能訓練担当職員等」という。）がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を（1）に掲げる従業者の人数に含めることができること。ただし、この場合においては、（1）に掲げる従業者及び機能訓練担当職員等の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。

（6） 略

2 児童発達支援センターに配置する従業者は、次のとおりとすること。

（1）～（4） 略

（5） 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を機能訓練を行うために必要な人数置くこと。

（6） 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、看護職員を医療的ケアを行うために必要な人数置くこと。

（7） 略

（8） 主として重症心身障害児が通う事業所には、看護職員及び機能訓練担当職員をそれぞれ1人以上置くこと。

（9） 主として重症心身障害児が通う事業所を除き、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。

ア 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

イ 当該事業所（社会福祉士及び

の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を（1）に掲げる従業者の人数に含めることができること。

（6） 略

2 児童発達支援センターに配置する従業者は、次のとおりとすること。

（1）～（4） 略

（5） 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上置くこと。

ア 主として難聴児が通う事業所
機能訓練を行うために必要な
人数

イ ア以外の事業所 1人

（6） 略

（7） 主として重症心身障害児が通う事業所には、看護職員を1人以上置くこと。

	<p><u>介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u></p> <p>ウ <u>当該事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u></p> <p>(10) <u>機能訓練担当職員、言語聴覚士又は看護職員を配置する場合は、その数を(1)に掲げる従業者の人数に含めることができること。ただし、主として難聴児が通う事業所及び主として重症心身障害児が通う事業所以外の事業所において機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1)に掲げる従業者及び機能訓練担当職員等の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>調理業務の全部を委託する場合は、(3)の規定にかかわらず、調理員を置かないことができること。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(8) <u>機能訓練担当職員、言語聴覚士又は看護職員を配置する場合は、その数を(1)に掲げる従業者の人数に含めることができること。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) <u>利用定員が40人以下の事業所で調理業務の全部を委託する場合は、(3)の規定にかかわらず、調理員を置かないことができること。</u></p> <p>3～5 略</p>
略		略
障 害 児 支 援 計 画	<p>1. <u>計画の作成に当たっては、利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催するものとする。なお、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる</u></p>	障 害 児 支 援 計 画

	<p>る。</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>		<p><u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p>
略		略	
<p>サー ビス の 提 供</p>	<p>1～27 略</p> <p><u>28</u> 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>(2) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p><u>29</u> 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p><u>30</u> 略</p> <p><u>31</u> 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果につい</p>	<p>サー ビス の 提 供</p>	<p>1～27 略</p> <p><u>28</u> 略</p> <p><u>29</u> 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p>

	<p><u>て、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。</u></p> <p>32 <u>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p> <p>33 略</p> <p>34 略</p> <p>35 略</p> <p>36 略</p> <p>37 略</p> <p>38 略</p> <p>39 略</p> <p>40 <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>41 略</p> <p>42 略</p> <p>43 略</p> <p>44 略</p> <p>45 略</p>	
<p>記 録 の 作 成 及</p>	<p>1 条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それ</p>	<p>30 <u>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</u></p> <p>31 略</p> <p>32 略</p> <p>33 略</p> <p>34 略</p> <p>35 略</p> <p>36 略</p> <p>37 略</p> <p>38 略</p> <p>39 略</p> <p>40 略</p> <p>41 略</p> <p>42 略</p> <p>記 録 の 作 成 及</p> <p>条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ</p>

び 保 存	<p>ぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略</p> <p><u>2 作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（サービスの開始の項第2号及び第4号並びに次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができること。</u></p> <p><u>3 交付、説明、同意その他これらに類する行為（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）によることができること。</u></p>	び 保 存	<p>に定める期間保存すること。 (1)～(3) 略</p>
略		略	
2 医療型児童発達支援		2 医療型児童発達支援	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サ ー ビ ス の 提	1 1の表サービスの提供の項（第6号から第10号まで、第12号、 <u>第41号</u> 及び <u>第45号</u> の規定を除く。）に掲げる	サ ー ビ ス の 提	1 1の表サービスの提供の項（第6号から第10号まで、第12号、 <u>第38号</u> 及び <u>第42号</u> の規定を除く。）に掲げる

供	基準を満たすこと。 2～8 略	供	基準を満たすこと。 2～8 略
略		略	
3 放課後等デイサービス		3 放課後等デイサービス	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	<p>1 児童指導員及び保育士は、サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 機能訓練担当職員等がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる場合には、<u>当該機能訓練担当職員等の数を第1号に掲げる従業者の人数に含めることができること。ただし、この場合においては、第1号に掲げる従業者及び機能訓練担当職員等の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>主として重症心身障害児が通う事業所を除き、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができること。</u></p> <p>(1) <u>医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u></p> <p>(2) <u>当該事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち<small>かくたん</small>喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が</u></p>	<p>1 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者は、サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>前号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 機能訓練担当職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる場合には、<u>当該機能訓練担当職員の数を第1号に掲げる従業者の人数に含めることができること。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>	

	<p>自らの事業又はその一環として ^{かくたん} <u>喀痰吸引等業務を行う場合</u> (3) <u>当該事業所（社会福祉士及び 介護福祉士法附則第20条第1項の 登録に係る事業所である場合に 限る。）において、医療的ケアのうち 特定行為のみを必要とする障害児 に対し、当該登録を受けた者が自 らの事業又はその一環として特定 行為業務を行う場合</u> 8・9 略</p>		<p>8・9 略</p>
略		略	
サ一 ビス の提 供	<p>1の表サービスの提供の項（第19 号、第22号、第25号、<u>第37号及び第38 号</u>の規定を除く。）に掲げる基準を満た すこと。</p>	サ一 ビス の提 供	<p>1の表サービスの提供の項（第19 号、第22号、第25号、<u>第35号及び第36 号</u>の規定を除く。）に掲げる基準を満た すこと。</p>
略		略	
4 居宅訪問型児童発達支援		4 居宅訪問型児童発達支援	
区分	<p>基準</p> <p>1 略</p> <p>2 訪問支援員は、理学療法士、作業 療法士、言語聴覚士、看護職員若し くは保育士の資格を取得後又は児童 指導員若しくは心理指導担当職員 （学校教育法の規定による大学（<u>短 期大学を除く。</u>）若しくは大学院にお いて、心理学を専修する学科、<u>研究 科</u>若しくはこれに相当する課程を修 めて卒業した者であって、個人及び 集団心理療法の技術を有するもの又 はこれと同等以上の能力を有すると 認められる者をいう。）として配置さ れた日以後、障がい児について、入 浴、排せつ、食事その他の介護を行 い、及び当該障がい児の介護を行う 者に対して介護に関する指導を行う 業務又は障がい児について、日常生 活における基本的な動作の指導、知 識技能の付与、生活能力の向上のた めに必要な訓練その他の支援（以下 この号において「訓練等」という。） を行い、及び当該障がい児の訓練等 を行う者に対して訓練等に関する指 導を行う業務その他職業訓練又は職</p>	区分	<p>基準</p> <p>1 略</p> <p>2 訪問支援員は、理学療法士、作業 療法士、言語聴覚士、看護職員若し くは保育士の資格を取得後又は児童 指導員若しくは心理指導担当職員 （学校教育法の規定による大学の<u>学 部</u>で、心理学を専修する学科若しく はこれに相当する課程を修めて卒業 した者であって、個人及び集団心理 療法の技術を有するもの又はこれと 同等以上の能力を有すると認められ る者をいう。）として配置された日 以後、障がい児について、入浴、排せ つ、食事その他の介護を行い、及び 当該障がい児の介護を行う者に対し て介護に関する指導を行う業務又は 障がい児について、日常生活におけ る基本的な動作の指導、知識技能の 付与、生活能力の向上のために必要 な訓練その他の支援（以下この号に おいて「訓練等」という。）を行い、 及び当該障がい児の訓練等を行う者 に対して訓練等に関する指導を行う 業務その他職業訓練又は職業教育に 係る業務に3年以上従事した者であ</p>

	業教育に係る業務に3年以上従事した者であること。 3・4 略
略	
サ ー ビ ス の 提 供	1 1の表サービスの提供の項(第7号、第19号、第22号、第24号、第25号、 <u>第37号</u> 、 <u>第38号</u> 及び <u>第45号</u> の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。 2～4 略
略	

5 略

別表第3 (第3条関係)

1 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあつては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。

(1) 児童発達支援 別表第1の1の表(従業員の配置の項第1号から第3号まで、設備の項並びにサービスの提供の項第22号、第25号、第37号及び第38号の規定を除く。)に掲げる基準

(2) 放課後等デイサービス 別表第1の3の表(従業員の配置の項第1号から第6号まで及び設備の項の規定を除く。)に掲げる基準

2・3 略

別表第6 (第3条関係)

1 児童発達支援

区分	基準
従 業 者 の 配 置	1 管理者のほか、次に掲げる従業員をそれぞれに定める人数置くこと。 (1) <u>児童指導員及び保育士</u> サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上 ア・イ 略 (2) 略

	ること。 3・4 略
略	
サ ー ビ ス の 提 供	1 1の表サービスの提供の項(第7号、第19号、第22号、第24号、第25号、 <u>第35号</u> 、 <u>第36号</u> 及び <u>第42号</u> の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。 2～4 略
略	

5 略

別表第3 (第3条関係)

1 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあつては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。

(1) 児童発達支援 別表第1の1の表(従業員の配置の項第1号から第3号まで、設備の項並びにサービスの提供の項第22号、第25号、第35号及び第36号の規定を除く。)に掲げる基準

(2) 放課後等デイサービス 別表第1の3の表(従業員の配置の項第1号から第7号まで及び設備の項の規定を除く。)に掲げる基準

2・3 略

別表第6 (第3条関係)

1 児童発達支援

区分	基準
従 業 者 の 配 置	1 管理者のほか、次に掲げる従業員をそれぞれに定める人数置くこと。 (1) <u>児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者</u> サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上 ア・イ 略 (2) 略 2 <u>前号(1)に掲げる従業員の半数以上は、児童指導員又は保育士とする</u>

	<u>2</u> 略
	<u>3</u> 略
略	
サ ー ビ ス の 提 供	条例別表第1の1の表サービスの提供の項（第5号の規定を除く。）及び別表第1の1の表サービスの提供の項（第10号から第12号まで、第19号、第22号、第25号、 <u>第37号</u> 、 <u>第38号</u> 、 <u>第41号</u> 及び <u>第42号</u> の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
略	

2 放課後等デイサービス

区分	基準
従 業 者 の 配 置	1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。 （1） <u>児童指導員及び保育士</u> サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上 ア・イ 略 （2） <u>児童発達支援管理責任者</u> <u>1人以上</u> <u>2</u> 略 <u>3</u> 略
略	
サ ー ビ ス の 提 供	条例別表第1の3の表サービスの提供の項及び別表第1の1の表サービスの提供の項（第10号から第12号まで、第19号、第22号、第25号、 <u>第37号</u> 、 <u>第38号</u> 、 <u>第41号</u> 及び <u>第42号</u> の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第10（第4条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従 業	1 略

	<u>こと。</u>
	<u>3</u> 略
	<u>4</u> 略
略	
サ ー ビ ス の 提 供	条例別表第1の1の表サービスの提供の項（第5号の規定を除く。）及び別表第1の1の表サービスの提供の項（第10号から第12号まで、第19号、第22号、第25号、 <u>第35号</u> 、 <u>第36号</u> 、 <u>第38号</u> 及び <u>第39号</u> の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
略	

2 放課後等デイサービス

区分	基準
従 業 者 の 配 置	1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。 （1） <u>児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者</u> サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上 ア・イ 略 （2） <u>児童発達支援管理責任者</u> <u>1人</u> <u>2 前号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。</u> <u>3</u> 略 <u>4</u> 略
略	
サ ー ビ ス の 提 供	条例別表1の3の表サービスの提供の項及び別表第1の1の表サービスの提供の項（第10号から第12号まで、第19号、第22号、第25号、 <u>第35号</u> 、 <u>第36号</u> 、 <u>第38号</u> 及び <u>第39号</u> の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第10（第4条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従 業	1 略

<p>者 の 配置</p>	<p>2 児童指導員及び保育士は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める人数で、それぞれ1人以上とすること。</p> <p>(1) 主として知的障がいのある児童が入所する施設 おおむね入所者の数を4で除して得た人数以上 (入所者が30人以下の施設にあっては、その数に1を加えた人数以上)</p> <p>(2) 主として視覚又は聴覚に障がいのある児童が入所する施設 おおむね入所者の数を4で除して得た人数以上 (入所者が35人以下の施設にあっては、その数に1を加えた人数以上)</p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>8 <u>心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。</u></p> <p>9 略</p> <p>10 略</p>	<p>者 の 配置</p>	<p>2 児童指導員及び保育士は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める人数で、それぞれ1人以上とすること。</p> <p>(1) 主として知的障がいのある児童が入所する施設 おおむね入所者の数を4.3で除して得た人数以上 (入所者が30人以下の施設にあっては、その数に1を加えた人数以上)</p> <p>(2) 主として視覚障がいのある児童又は聴覚障がいのある児童が入所する施設 おおむね入所者のうち乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を5で除して得た数を合計した人数以上 (入所者が35人以下の施設にあっては、その数に1を加えた人数以上)</p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>サービスの提供</p>	<p>1～32 略</p> <p>33 <u>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>従業者に対し、虐待の防止の</u></p>	<p>サービスの提供</p>	<p>1～32 略</p>

ための研修を定期的に実施すること。

(3) (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

34 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

35 略

36 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

37 略

38 略

39 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その

33 略

34 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

35 略

36 略

37 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その

	<p>他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示し、又は揭示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p> <p><u>40</u> 略</p> <p><u>41</u> 略</p> <p><u>42</u> 略</p> <p><u>43</u> 略</p> <p><u>44</u> 略</p> <p><u>45</u> 略</p> <p><u>46</u> 略</p> <p><u>47</u> <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>48</u> 略</p> <p><u>49</u> 略</p> <p><u>50</u> 略</p> <p><u>51</u> 略</p>	<p>他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示すること。</u></p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> 略</p> <p><u>40</u> 略</p> <p><u>41</u> 略</p> <p><u>42</u> 略</p> <p><u>43</u> 略</p> <p><u>44</u> 略</p> <p><u>45</u> 略</p> <p><u>46</u> 略</p> <p><u>47</u> 略</p> <p><u>48</u> 略</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p><u>1</u> <u>条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</u></p> <p><u>(1) 決算書類 30年間</u></p> <p><u>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</u></p> <p><u>2</u> <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるもの(入所の開始及び退所の項第3号及び第4号並びに次号に規定するものを除く。)</u>については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行う</p>	<p>記録の作成及び保存</p> <p><u>別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>ことができること。</u></p> <p>3 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができること。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>2 医療型障害児入所施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td>1 1の表サービスの提供の項（第7号、第11号、第13号及び第38号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2～5 略</td> </tr> <tr> <td>記録の作成及び保存</td> <td>別表第10の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	略		サービスの提供	1 1の表サービスの提供の項（第7号、第11号、第13号及び第38号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2～5 略	記録の作成及び保存	別表第10の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 医療型障害児入所施設</td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td>1 1の表サービスの提供の項（第7号、第11号、第13号及び第36号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2～5 略</td> </tr> <tr> <td>記録の作成及び保存</td> <td>別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		2 医療型障害児入所施設		区分	基準	略		サービスの提供	1 1の表サービスの提供の項（第7号、第11号、第13号及び第36号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2～5 略	記録の作成及び保存	別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。	略	
区分	基準																								
略																									
サービスの提供	1 1の表サービスの提供の項（第7号、第11号、第13号及び第38号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2～5 略																								
記録の作成及び保存	別表第10の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。																								
略																									
略																									
2 医療型障害児入所施設																									
区分	基準																								
略																									
サービスの提供	1 1の表サービスの提供の項（第7号、第11号、第13号及び第36号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2～5 略																								
記録の作成及び保存	別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。																								
略																									

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則（以下この項から附則第5項までにおいて「新規則」という。）別表第7の1の表サービスの提供の項第2号及び2の表サービスの提供の項第2号並びに別表第8の1の表サービスの提供の項第2号及び2の表サービスの提供の項第2号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めるとともに、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること」とする。
- 3 この規則の施行の際現に存する主として知的障がいのある児童が入所する施設については、新規則別表第7の1の表職員の配置の項第1号(1)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に存する主として視覚又は聴覚に障がいのある児童が入所する施設については、新規則別表第7の1の表職員の配置の項第2号(1)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に存する福祉型児童発達支援センターに対する新規則別表第8の1の表職員の配置の

項第1号の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同号中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士とすること」とあるのは「すること」とする。

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 施行日から令和4年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（以下この項から附則第18項までにおいて「新規則」という。）別表第1の1の表サービスの提供の項第28号及び第29号並びに別表第10の1の表サービスの提供の項第33号及び第34号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」とする。
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、別表第1の1の表サービスの提供の項第31号及び別表第10の1の表サービスの提供の項第36号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めるとともに、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること」とする。
- 8 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者（以下「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新規則別表第1の1の表従業者の配置の項第1号(1)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 9 旧指定児童発達支援事業者に対する別表第1の1の表従業者の配置の項第1号(5)の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同号中「(1)に掲げる従業者の」とあるのは「(1)に掲げる従業者及び障害福祉サービス経験者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。）の」と、「機能訓練担当職員等の総数」とあるのは「機能訓練担当職員等並びに障害福祉サービス経験者の総数（看護職員の人数を除く。）」とする。
- 10 旧指定児童発達支援事業者については、新規則別表第1の1の表従業者の配置の項第2号(10)ただし書の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 11 この規則の施行の際現に基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（以下「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新規則別表第6の1の表従業者の配置の項第1号(1)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 12 旧基準該当児童発達支援事業者については、改正前の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第6の1の表従業者の配置の項第2号の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 13 この規則の施行の際に現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者（以下「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新規則別表第1の3の表従業者の配置の項第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 14 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新規則別表第1の3の表従業者の配置の項第4号の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同号中「第1号に掲げる従業者の」とあるのは「第1号に掲げる従業者及び障害福祉サービス経験者の」と、「機能訓練担当職員等の総数」とあるのは「機能訓練担当職員等並びに障害福祉サービス経験者の総数（看護職員の人数を除く。）」とする。
- 15 この規則の施行の際現に基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（以下「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新規則別表第6の2の表従業者の配置の項第1号(1)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 16 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧規則別表第6の2の表従業者の配置の項第2号の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 17 この規則の施行の際現に指定を受けている主として知的障がいのある児童が入所する施設については、新規則別表第10の1の表従業者の配置の項第2号(1)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 18 この規則の施行の際現に指定を受けている主として視覚又は聴覚に障がいのある児童が入所する施設につい

ては、新規則別表第10の1の表従業者の配置の項第2号(2)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。